

令和3年度
原村国土強靱化地域計画策定業務委託
仕様書

令和3年5月

原村 総務課 情報防災係

原村国土強靱化地域計画策定業務仕様書

I. 委託業務名

原村国土強靱化地域計画策定業務

II. 業務の目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月11日に国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。また、この法律に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを進めている。

原村においても、国及び長野県国土強靱化地域計画を踏まえ、原村域内及び周辺地域において、今後想定される巨大地震や豪雨・豪雪等の大規模自然災害が発生した場合に致命的となる事態を想定し、その事態に対する地域や社会システム等の脆弱性（弱い部分）を検討した上で、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとしての取組みの方向性や内容を取りまとめ、災害に強く安心して暮らすことができる地域づくりを目指した原村国土強靱化地域計画を策定するものとする。

III. 業務期間

契約締結日～令和4年3月28日まで

IV. 計画の位置付け

原村国土強靱化地域計画は、原村の国土強靱化における様々な分野の計画等の指針となるものであり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものとし、本計画が手引きとなり、本村の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な施策を具体化し推進していくためのものとする。

本計画を策定し、強靱化についての各種事業の重点化・優先順位付けを「対外的」に明らかにすることにより、外部からの協力等も得られやすく、より効果的かつ円滑にそれらの諸事業を進めていくことを目指すものとする。

V. 委託業務の内容

1 基礎資料の収集・整理

本村で想定されている災害等の状況を踏まえ、本村における大規模自然災害等に係る現状と本村の対応施策・事業を把握するためのデータを収集・整理する。

2 地域を強靱化する上での目標設定

本村域における強靱化を推進する上での目標を設定する。目標は、原則として、基本計画における「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に即し、本村の実情、自然・社会状況や災害の切迫性等に応じて必要な目標を設定する。

3 計画期間の設定

長野県国土強靱化地域計画との調和に留意し、村総合計画及び村総合戦略の期間を勘案の上、計画期間を設定する。

4 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の設定

本村の地域状況等を踏まえつつ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定するとともに、最悪の事態を回避すべく、施策分野を設定する。なお、事業整理に当たっては、事例等を踏まえた提案を行うとともに、必要に応じて課題の抽出は村事務局とのヒアリング方式によって課題を整理することとする。

(1) 自然災害の想定

自然災害の想定としては、本村に最も影響を及ぼすと思われる大規模自然災害全般を対象とする。

(2) リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

基本計画の45の「起きてはならない最悪の事態」を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、上記(1)で想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性等の地域の特性を踏まえて、本村における「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

(3) 施策分野の設定

基本計画の施策分野（12の個別施策分野と3の横断的分野）を参考とし、上記(2)で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、本村の状況に応じて施策分野を設定する。

5 脆弱性の分析・評価（プログラムごとの脆弱性の評価）、課題の検討

各プログラム（「起きてはならない最悪の事態」を回避するための様々な施策群）及び施策分野について、必要となる国土強靱化施策を検討するため、上記2「地域を強靱化する上での目標設定」、上記4「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の設定」に基づき、脆弱性の分析・評価を行う。

当該分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と強靱化施策分野の個別施策分野を軸としたマトリクスによる分析・評価を作成し、プログラムごとの脆弱性の評価結果を取りまとめる。なお、評価に当たっては、以下で作成する「各プログラム推進方針（案）」に記載するKPI（重

要業績指標)の現状値を参考にする。

6 リスクへの対応方策(各プログラム推進方針(案))の検討

上記5の脆弱性の評価結果に基づき、各プログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理する。

各プログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討するに当たっては、上記4で設定した各リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)が発生する要因を想定した上で、各要因を取り除くための施策を検討する。

7 各プログラム推進方針(案)について重点化、優先順位付け

上記2で設定した目標ごとに、各プログラム推進方針(案)を作成するとともに、本村が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、施策の重点化・優先順位付けを行う。なお、個別の施策又は事業について重点化・優先順位付けを行うに当たっては、影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮する。

8 重要業績指標(KPI)の設定

各プログラムの達成度や進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、プログラムごとに重要業績指標(KPI)を設定する。

9 パブリックコメント実施への支援

計画素案について本村がパブリックコメントを実施する場合は、実施の支援及び事務局と協議の上結果を素案に反映させる修正を行う。

10 計画素案、概要版等の作成及び補正作業

上記2～9の業務結果をもとに、原村国土強靱化地域計画素案及び計画案を作成する。

計画内容について、検討会議の意見や上記9で聴取した意見等に対し、事務局と協議の上計画案の補正作業を行うものとする。また、計画の概要版(4頁、ワードデータ)についても作成する。

11 検討会議への運営支援

策定委員会・課長会議等の検討会議(2、3回程度を想定)において円滑な会議運営を行うため、資料作成等の支援を行う。なお、会議へは必要に応じオブザーバーとして出席する。

12 各課向け説明資料の作成

各課へ調査シートの協力依頼をするにあたって、国土強靱化地域計画を分かりやすくまとめた説明資料を作成する。

13 打合せ等

本業務における打合せは、着手時、中間時（2回）、納品前の計4回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

VI. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

1	業務報告書（業務完了までの関係書類）一式	簡易製本	1部
2	計画書 A4版、1C、50頁程度	簡易製本	1部
3	計画概要版 A4判、1C、4頁	簡易製本	1部
4	上記業務に係るデータ一式	電子媒体	1部

納品場所：原村 総務課 情報防災係

VII. その他

業務内容の変更について

当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、発注者と協議し、決定することとする。